

加齢性難聴者の補聴器購入に対する
公的補助制度の創設を求める意見書

令和元年（2019年）6月28日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

長野県議会議長

清沢英男

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

年齢とともに聴力が低下する、いわゆる加齢性難聴は、日常的な会話を困難にし生活の質を落とす大きな原因となる。また、コミュニケーションの機会が減ることにより、脳機能が低下し認知症発症のリスクが高まることや、社会的に孤立しうつ状態に陥ることもあることが指摘されている。

加齢性難聴者の聞こえの改善のためには補聴器の使用が欠かせない。しかしながら、補聴器は高額な上に健康保険等が適用されないため、特に低所得の高齢者にとって購入に係る費用負担は切実な問題となっている。

このような中、国は、身体障害者の補装具費支給制度により補聴器の購入に要した費用を一部支給しているが、対象は重度・高度難聴者に限られている。また、一部の地方自治体では中等度・軽度難聴者の購入に対し補助を行っているものの、対象年齢が限られるなど、現行の支援は極めて不十分である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、難聴により生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができるようするため、低所得の高齢者等が加齢性難聴により補聴器を購入する際の公的補助制度を創設するよう強く要請する。